

生産行程管理業務規程

作成日：平成 30 年 11 月 15 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒990-8570）山形県山形市松波二丁目 8 番 1 号

（ヤマガタケンヤマガタシマツナミニチョウメ 8 バン 1 ゴウ）

名称（フリガナ）：山形県「ラ・フランス」振興協議会

（ヤマガタケン「ラ・フランス」シンコウキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名：会長 佐藤 隆士

ウェブサイトのアドレス：<https://www.pref.yamagata.jp/la-france/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（なし）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：山形ラ・フランス（ヤマガタラ・フランス）、Yamagata La France

4 明細書の変更

山形県「ラ・フランス」振興協議会（以下、「協議会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

協議会は、構成員に対し「山形ラ・フランス」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産者の手順

生産者は、「山形ラ・フランス」の生産地及び栽培の方法を「栽培管理報告書（生産者用）」に記録し、協議会が定めた「出荷規格」に基づいて選別及び調整等を行う。

また、協議会の構成団体である農業協同組合及び生産者団体（以下、「出荷団体」という。）の集荷施設に出荷する場合は、毎年、出荷団体へ「栽培管理報告書（生産者用）」を提出する。

なお、生産者が、出荷団体を介さずに直接出荷する場合は、その出荷状況について「出荷実績報告書（生産者用）」に記録し、「栽培管理報告書（生産者用）」と

併せて毎年、協議会へ提出する。

イ 出荷団体の手順

出荷団体は、生産者が出荷した「山形ラ・フランス」について、その出荷状況を「出荷実績報告書（出荷団体用）」に記録し、生産者から提出された「栽培管理報告書（生産者用）」を取りまとめた「栽培管理報告書（出荷団体用）」と併せて毎年、協議会へ提出する。

また、出荷団体は、生産者から提出された「栽培管理報告書（生産者用）」を保存する。

ウ 協議会の手順

協議会は、生産者及び出荷団体から提出された「栽培管理報告書」及び「出荷実績報告書」を保存する。

また、協議会は、生産地、生産の方法及び出荷規格等の遵守状況に係る情報提供があった場合、当該生産者及び当該出荷団体に対し現地調査を実施する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（1）のア及びイの手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

協議会は、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが確認された場合、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は、当該生産者に対し「山形ラ・フランス」としての出荷の停止を命じ、協議会規約に基づき、当該生産者を退会させることができるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「山形ラ・フランス」及びGIマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「なし」にのみ、地理的表示である「山形ラ・フランス」及びGIマークが使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「山形ラ・フランス」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、地理的表示である「山形ラ・フランス」及びGIマークの違反使用を確認した場合は、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産者に対し「山形ラ・フランス」としての出荷の停止を命じ、協議会規約に基づき、当該生産者を退会させることができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記6及び8に関して、「山形ラ・フランス」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「山形ラ・フランス」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

■ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]